## 第48回国連婦人の地位委員会

## 合意結論

## 男女共同参画を実現するための男性と男児の役割

- 1. 婦人の地位委員会は、『北京宣言及び行動綱領』」が男女平等に向けたあらゆる行動への完全な参加を男性に奨励し、また家庭・地域社会・職場及びより広範囲な国内及び国際社会における男女間の権力・責任分担の原則の確立を強く求めたことを想起し、改めて表明する。また委員会は、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題する、男性が女性とともに男女平等実現のために共同で責任を負わなければならないことを強調した第23回特別総会で採択された成果文書2を想起し、改めて表明する。
- 2. 委員会は、男性及び男児は、自らも差別的障害及び慣行に直面しているものもいる一方で、個人としてまた家族としてさらに社会集団及び地域社会などの多くの立場において、また社会のあらゆる領域で男女平等に寄与することができ、また実際寄与していることを認識している。
- 3. 委員会は、男女不平等は依然として存在し、その事実は社会のあらゆる領域における男女の権力格差に見て取れるということを認識している。さらに委員会は、男女平等によって全ての人が利益を享受しており、また男女不平等に起因する負の影響は社会全体が被ることになることを認識しており、それゆえに、男性及び男児は、自ら責任を負いまた女性及び女児と連携して共に取り組むことにより、男女平等・開発・平和という目標の達成に必要不可欠な存在であることを、強く訴える。また委員会は、考え方や関係、男女平等の推進及び女性があらゆる人権を完全に享受するために極めて重要な資金及び意思決定へのアクセスに変革をもたらす男性及び男児の能力を認識している。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 『第 4 回世界女性会議(北京、1995 年 9 月 4 日 ~ 15 日)報告』(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> A/RES/S-23/3 付属

- 4. 委員会は、様々なネットワークやピア・プログラム、情報キャンペーン、訓練プログラムを通じて、女性に対する暴力と闘うことを含め、ジェンダーステレオタイプを排除し男女平等を推進するために男性及び男児が積極的に指導力を発揮していることを認め、これを奨励する。また委員会は、ジェンダーに配慮した教育及び訓練が男女平等を達成する上で極めて重要な役割を担っていることを認識している。
- 5. さらに委員会は、男女平等の達成への男性及び男児の参加は、女性及び女児のエンパワーメントと調和したものでなければならないと認識しており、また女性に関連した多くの種類の仕事・能力及び役割に対する評価の低さの解決に取り組まなければならないことを認める。この点に関して、男性及び男児のための男女平等イニシアティブへの資金提供によって、女性及び女児のための同等の機会及び資金が損なわれることのないようにすることが重要である。
- 6. 委員会は各国政府、並びに、場合に応じて、関連する基金・プログラム、国連システムの組織・専門機関、国際金融機関、民間組織・NGO等の市民社会、その他の利害関係者に対して、以下の行動をとることを強く要請する。
- a) 男性及び男児が変革の担い手として女性及び女児と協力して行動し、積極的なリーダーシップをとる際に、とりわけ依然として男性が政策、各種プログラム、法制度を担う主要な意思決定者であり経済的・組織的権力及び公的資源の保持者である場合に関して、男性及び男児の能力を奨励し、支援する。
- b) 子供の幸福及び男女平等の推進における父親、母親、法定後見人、その他養護者の重要性に対する理解、並びに男女平等及び子供・家族・地域社会での良い結果の達成における彼らの積極的な関与を奨励し最大化するような政策、プログラム、教育課程を立案する必要性に対する理解を促進する。
- c) 親、法定後見人、その他養護者としての自らの役割及び家族としての責任を共有することの重要性について男女が自覚し理解を深めるための訓練・教育プログラムを開発・充実し、また幼児保育講習などのプログラムに母親だけでなく父親を取り込む。
- d) 男女平等を目指した方法で子育てする男性の能力を高めるための方法に関する情報を、

- 親、法定後見人、その他養護者のための教育プログラムに取り込み、開発する。
- e) 男女平等を目指した男性及び男児を対象とした政策やプログラムの設計における男性及び男児と女性及び女児間の連携を奨励し、あらゆる政策及びプログラムの設計向上を図るためにジェンダー主流化の取組への男性及び男児の関与を促進する。
- f) 社会への女性及び男性の完全且つ平等な参画を達成するために、男女共同参画の妨げとなる男女間の役割に対する古い考え方や態度を変えるという意味で、特に育児及び教育プロセスを通じて、男女平等を目指した社会文化的変化を加速させるために、あらゆるレベルのプログラムの設計及び実施を奨励する。
- g) 教師、ソーシャルワーカー、その他子供に関係する職業に就く人々を対象とした訓練など、幼稚園、学校、コミュニティーセンター、青少年団体、スポーツクラブ・センター、その他児童及び青年に関係する集団を対象とした、男女平等に肯定的な態度と行動を促進するためのプログラムを開発し、実施する。
- h) 女児はもちろん男児をも取り込んだ男女平等の推進強化のための方法を進めるために、 教育課程、教科書、その他情報教育コミュニケーション教材に対するあらゆるレベルでの 批判的な見直しを推進する。
- i) 男児及び女児並びに男性及び女性を対象に、寛容、全ての人に対する相互尊重、あらゆる人権の推進に関して教育するための戦略を開発し、実施する。
- j) 特に男児及び若者に的を絞ったアプローチを含め、男女平等推進における男性及び男児 の役割に関する広報キャンペーンにおける多様な方法を開発し、活用する。
- k) メディア、広告業界、その他関連する専門家に対し、訓練その他のプログラムの開発を通じて、メディアへの女性及び女児のより一層の参加のみならず男女平等すなわち女性及び女児並びに男性及び男児の固定観念にとらわれない役割描写を促進することの重要性、並びに屈辱的あるいは搾取的な方法で女性及び女児を描写することによって生じる害について注意を喚起する。
- 1) ICT(情報コミュニケーション技術)の急速な発展に関して、表現の自由を損なわない

限りにおいて、メディアコンテンツの性愛化の加速及びポルノグラフィーの多用と闘う効果的措置をとり、女性を劣った存在として描写する行為及び性の対象や玩具として女性を搾取するような行為を慎むようメディアに従事する男性に働きかけ、セクハラ、性的搾取、女性及び女児のトラフィッキングなど犯罪目的でのICTの悪用など、ICTやメディアを利用した女性に対する暴力と闘い、また暴力、虐待、その他の形態の性的搾取の被害者となっている者をも含めた女性と女児のエンパワーメントのための資源としてICTの発展と利用を支援する。

- m) 職務分離の減少、育児休業並びに自発的な短時間勤務、テレワーク及びその他の在宅での勤務などの柔軟な勤務形態の導入あるいは拡大などにより、女性と男性の賃金格差を縮小し、また仕事と家庭の責任の両立を促進するための法制度及び/あるいは政策を採用し、実施する。
- n) 老齢者、障害者、傷病者を含む他者、特に子供とその他の扶養家族の介護や支援への男性の完全な参加を、訓練や教育を通じて男性に奨励する。
- o) 教育事業やピア・ベースのプログラムを通じて、HIV/AIDS などの性感染症に関連した 男女不平等とジェンダーステレオタイプを排除するための取組への男性及び男児の積極的 な関与を奨励するとともに、予防・唱導・介護・治療・支援及び影響評価のためのプログ ラムへの男性及び男児の完全な参加を奨励する。
- p) HIV/AIDS 関連のプログラムやサービスを含め、生殖/性に関わる公共医療サービス及 びプログラムへの男性のアクセス及び利用を保証し、あらゆる形態の HIV/AIDS 感染及びその他性感染症の予防と治療を目的としたプログラムに男性が女性とともに参加することを 奨励する。
- q) 安全で責任ある性行為及び生殖行為を男性が選択することを奨励し可能にする、また望まない妊娠や HIV/AIDS 等の性感染症の予防方法を効果的に活用することを奨励しまた可能にするためのプログラムを策定し、実施する。
- r) あらゆる形態の暴力、特に HIV/AIDS に関連するものを含め、性差に起因する暴力の予防及び排除に、男性及び男児が積極的に参加することを奨励及び支援し、さらに、とりわけ態度や行動の変化の促進、女性及び子供の安全を第一とする総合的な教育及び訓練、加

害者の処罰と更正、また生存者に対する支援を通じて、さらに男性及び男児もまた暴力の 犠牲者であるという自覚により、暴力の連鎖を断ち切る上での男性及び男児の責任につい ての認識を高める。

- s) 商業的搾取、強制結婚、強制労働を目的とするトラフィッキングなどの暴力が、いかに 女性、男性、子供達を苦しめ、男女平等を損なっているかについての理解を男性の間で高 めていくことを奨励し、また女性や子供のトラフィッキングに対する需要をなくすことを 目指した措置を検討する。
- t) 政治的指導者、伝統的指導者、ビジネスリーダー、地域社会また宗教上のリーダー、ミュージシャン、アーチスト、運動選手などの、指導的立場にある男女に、男女平等の良い手本となることを奨励し、支援する。
- u) あらゆるレベルの経済的・政治的意思決定の過程に女性が完全且つ平等に参加することを可能にするツールを女性に提供するために、指導的立場にある男性に対し、教育、財産権そして相続権に対する平等なアクセスを女性に認めること、並びに、情報技術及び国際貿易などのビジネスや経済的機会に対する平等なアクセスを促進することを奨励する。
- v) HIV/AIDS 及び女性に対する暴力に関連したものも含め、男女平等及び女性があらゆる 人権を完全に享受する上で男性が果たすべき役割と責任に対する自覚を高めるために、特に男性優位の機関や産業、団体など、多くの男性に働きかけることが可能なあらゆる状況 を特定し十分に活用する。
- w) 女性及び女児に対する男性及び男児の態度及び行動、男女不平等に対する意識、並びに男女平等の促進への男性及び男児の関与に影響を及ぼす、とりわけ文化的・社会的・経済的状況に関する調査を支援並びに/あるいは実施するために統計を開発し、活用する。
- x) 更なるプログラムや政策を開発するために、男性及び男児の男女平等に対する考え方及び自らの役割に対する認識について調査を実施し、有効な慣行を特定し広く普及させる。 さらに、男性及び男児を男女平等の達成に関与させるために実施された取組の効果を評価する。
- y) 女性の地位向上のための制度的メカニズムへの男性の参加を促進し奨励する。

- z) 紛争予防・管理及び紛争解決並びに紛争後の平和構築への女性の平等な参画を支援する ことを、男性及び男児に奨励する。
- 7. 委員会は、国連システムのあらゆる機関に対し、これらの合意結論に示される提言を考慮し、また本合意結論を広く流布することを強く要請する。